特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 | |
|-------|---------------------------------|----|
| 23 | 健康増進法に係るがん検診等の実施に関する事務 項目評価書 | 基礎 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大多喜町は健康増進法によるがん検診等の実施に関する事務において、 特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱い が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分に 認識し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律その他個人情報の保護に関する法令(大多喜町の例規類を含む) を遵守し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減 させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の 保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大多喜町長

公表日

令和6年11月13日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | |
|----------------------|---|--|--|--|--|
| ①事務の名称 | 健康増進法に係るがん検診等の実施に関する事務 | | | | |
| ②事務の概要 | 健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 ■健康増進事業の実施対象者把握 ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類・胃がん検診・大腸がん検診・・大腸がん検診・・子宮頸がん検診・・・子宮頸がん検診・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | |
| ③システムの名称 | 健康管理システム(健康かるて)、中間サーバー、統合宛名システム | | | | |

2. 特定個人情報ファイル名

宛名情報ファイル、検診情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第76項

並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| ①実施の有無 | [実施する |] | <選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 |
|---------|------------------------|---|-------------------------------------|
| ②法令上の根拠 | 行政手続における特 一日法律第二十七号 | | 別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 8号 |

5. 評価実施機関における担当部署

| ①部署 | 大多喜町健康福祉課 |
|----------|-----------|
| ②所属長の役職名 | 課長 |

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| 連絡先 健康福祉課保健予防係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2168 | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | | | | |
| 適用した理由 | | | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | |
|--|----------|-------------------|-------------|---|---|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人以上1万人未満] | |] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 16年10月1日 時点 | | | |
| 2. 取扱者 | 2. 取扱者数 | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満] | | <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満 | |
| いつ時点の計数か | | 令和6年10月1日 時点 | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし | | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報 | 保護評価書の種類 | | | |
|---|----------------------|---------------|---|------------|
| | 項目評価書 徳機関については、それ |] いぞれ重点項目評 | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 「価書又は全項目評価書において、リ | 及び全項目評価書 |
| 2. 特定個人情報の入手(ヤ | 青報提供ネットワーク | システムを通じ | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分であ | | <選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [十分であん | ర్] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | |
| 権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か | [十分である | ઢ] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの委託 | |] |]委託しない |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [十分であっ | శ్] | <選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 〒(委託や情報提供ネッ | トワークシステム | を通じた提供を除く。) [|]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か | [十分であ | 3] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | | []接続しない(入手) [|]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分であ | 3] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [十分であん | 3] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------|----------------------|---|--|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | |
| 8. 人手を介在させる作業 | | | []人手を介在させる作業はない | | | |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | |
| 判断の根拠 | バーの登録等については申 情報による照会のみとしてい | ョ請者からの取っ いる。また、特定 | 、一登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナン 得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3 定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複 、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えら | | | |

| 9. 監査 | | | | |
|----------------------|---|--|--|--|
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | | | |
| 10. 従業者に対する教育・ | 啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | | |
| 11. 最も優先度が高いと考 | えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する | | | |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|-----------|
| 令和4年7月29日 | 対象人数(いつ時点の計数 か) | 令和4年3月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年7月29日 | 切り子物(八つ氏五の計物 | 令和4年3月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 节和5年8月17日 | (か) | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年8月17日 | 取扱者数(いつ時点の計数 か) | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | |
| | I 関連情報:4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携:②法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号) 第19条第8 号及び番号法別表第二の102の2の項 | 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号) 第19条第8 号 | 事後 | |
| 令和6年11月13日 | 1 4 1 1 | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年10月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年11月13日 | 取扱者数(いつ時点の計数 か) | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年10月1日 時点 | 事後 | |
| | IV リスク対策:8 人手を介在させる作業 | _ | 十分である | 事後 | 様式変更による追加 |
| 令和6年11月13日 | IV リスク対策:8 人手を介在させる作業 | | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | 事後 | 様式変更による追加 |
| 〒和6年Ⅱ月13日 | Ⅳ リスク対策:11 最も優先 度が高いと考えられる対策 | - | 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 | 事後 | 様式変更による追加 |
| 令和6年11月13日 | Ⅳ リスク対策:11 最も優先 度が高いと考えられる対策 | _ | 十分である | 事後 | 様式変更による追加 |
| 令和6年11月13日 | IV リスク対策:11 最も優先 度が高いと考えられる対策 | - | マイナンハー利用事務におけるマイナンハー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | 事後 | 様式変更による追加 |